

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 静岡県御前崎市
 本事業の担当部局名 総務部企画政策課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	御前崎市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度 平成29年度
総事業費(A)(円)	4,200,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円) 4,200,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	4,200,000			
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくるため、「『希望』ある子育て・活躍の場づくり」を基本目標に掲げ、 (1)少子化対策と子育て環境の充実 (2)誰もが活躍する地域社会の実現 の取組を行うこととしている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業については、上記取組の(1)に位置づけられ、子育て世代の結婚を支援することで婚姻数の増加、さらには出生数の増加を図る。</p>			

個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	<input type="radio"/>	住宅取得費用	<input type="radio"/>	住宅リフォーム費用
	<input type="radio"/>	住宅賃借費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
	自治体独自基準			
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				

